函館市健康増進計画策定推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 函館市における健康増進計画(健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第 2項に規定する市町村健康増進計画をいう。)を策定し、および推進するに当たり、市民 の意見等を反映させることを目的として、函館市健康増進計画策定推進委員会(以下「委 員会」という。)を設置する。

(組織)

- 第2条 委員会は、別表に掲げる各団体からそれぞれ選出された委員 18 人以内をもって組織する。
- 2 委員のうち公募委員は、別に定めるところにより公募する。

(任期)

- 第3条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠 の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長および副委員長)

- 第4条 委員会に委員長1人および副委員長1人を置く。
- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聞くことができる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者等との懇談会を行うことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部健康増進課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和4年5月20日から施行する。

別表(第2条関係)函館市健康増進計画策定推進委員会 委員名簿

令和5年10月現在 (敬称略)

No.	区分	団体名	委員氏名	備考
1	保健・医療関係団体	函館市医師会	コバマツ ヨウコ 小葉松 洋子	函館市医師会 理事
		函館市医師会健診検査センター		函館市医師会健診検査センター 運営委員
2		函館歯科医師会	スズキ マサシ 鈴木 均史	函館歯科医師会 副会長
3		函館薬剤師会	ウチヤマ タカシ 内山 崇	函館薬剤師会 副会長
4		北海道栄養士会函館支部	コバタ ケイコ 木幡 恵子	北海道栄養士会函館支部 支部長
5	地域関係団体	函館市町会連合会	^{ォグラ} キョハル 小倉 清春	函館市町会連合会常任理事
6		函館市食生活改善協議会	^{サワグチ} ノリコ 澤口 則子	函館市食生活改善協議会 会長
7		函館市社会福祉協議会	イチイ ヒデトシ 市居 秀敏	函館市社会福祉協議会 事業課長
8	学校等関係団体	函館市小学校長会	#トゥ ユタカ 佐藤 豊	函館市立弥生小学校 校長
9		函館市中学校長会	サトウ ツョシ 佐藤 強	函館市立深堀中学校 校長
10		函館市PTA連合会	^{オノダ} ミヤコ 小野田 府	_
11		函館市私学振興協議会	^{サワベ} トゥコ 澤辺 桃子	函館私学振興協議会 理事
12	職域関係団体	函館商工会議所	カガミ ノリコ 鏡 典子	函館商工会議所 企画情報課長
13		函館市内漁業協同組合長連絡協議会	^{ハマダ} 濱田 ルミ子	南かやべ漁業協同組合 女性部長
14		函館市亀田農業協同組合	ヤマザキ ユウジ 山 﨑 雄二	函館市亀田農業協同組合 管理部次長
15	その他	はこだて市民健幸大学実行委員会	^{ォガワ} ヤスユキ 小川 靖行	委員(北海道新聞社函館支社営業部長)
16		一般社団法人生命保険協会函館協会	ャナギサワ ヨシトモ 柳澤 佳知	一般社団法人生命保険協会函館協会 事務局長
17	公募委員	函館工業高等専門学校	ハマ カッミ 浜 克己	函館工業高等専門学校 特命教授

- ○函館市健康増進計画策定推進委員会アドバイザー 北海道公立大学法人札幌医科大学医学部公衆衛生学講座 大西 浩文 教授 小山 雅之 講師
- ○函館市健康増進計画策定推進委員会オブザーバー 全国健康保険協会北海道支部